

# 台風接近等による学校給食の対応について

## ・学校給食を中止する判断について

台風接近等の異常気象に伴い、気象庁より特別警報や警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合）の予報が出る可能性がある場合において、予報を参考に、教育委員会（学校教育課及び学校給食センター）は、原則2日前の時点で中止かどうかの決定をします。

また、給食が中止になり、当日朝の時点で上記警報等が出ていない場合でも、学校へはお弁当を持っていくこととなります。（詳細は、学校からの連絡によります。）

## ・中止連絡のタイミングについて

原則、2日前の午前7時までに学校教育課から各小中学校へ連絡します。その後、各小中学校から保護者へ連絡がいきます。（詳細は、学校からの連絡によります。）

ただし、次の場合は連絡日が2日前ではないので十分ご注意ください。

### (1) 月曜日を中止する場合

⇒3日前にあたる金曜日に連絡がいきます。

### (2) 火曜日を中止する場合

⇒前日の月曜日に連絡がいきます。

（月曜日が祝日の場合は、以下(4)の場合になります。）

### (3) 週途中の祝日の翌々日を中止する場合（中々ないと思います。）

⇒祝日の翌日にあたる日に連絡がいきます。

例：2020年5月1日（金曜日）を中止する場合で、  
2日前の4月29日（水曜日）が祝日の場合は  
4月30日（木曜日）に連絡がいきます。

### (4) 3日以上連休翌日を中止する場合

⇒連休に入る前の最終日（平日）に連絡がいきます。

以下については、分かりやすい台風を想定しています。

## ・中止判断が原則2日前の理由

台風予測は多くの場合、2日前の時点では予想進路や速度が不確定なことが多く、2日前に判断を下すことより、結果として給食中止日には暴風警報が出ないことがあります。なぜ、2日前に判断を下さなければならないかというと、次のような理由があるからです。

### 【理由】

粕屋町では、小中学校合わせて1日5,000食以上の給食を作っています。

そのため、給食を中止する場合、各業者でこれらの食材の納品をキャンセルできる（物によってはキャンセルできないものもあります）期限及び調理を委託できる期限が2日前の正午までとなっています。

## ・台風の予想進路が粕屋町から少し外れている場合でも、給食が中止になる理由

2日前の時点で予想進路が粕屋町から少し外れている場合でも、給食は中止となることがあります。

台風の進路は、予報円の中に入る確立が70%とされています。

そのため、2日前の時点で粕屋町が予想進路の中心線から外れていたとしても、予報円の中に入っていれば進路が急に曲がり粕屋町に接近することも考えられます。

もし、給食を中止せずに粕屋町に台風が接近し暴風警報が出ると次の様な事が起こります。

**【給食を中止せずに暴風警報が出た場合】**

当日作った約5,000食の給食が食べてもらうことができず全て廃棄されることとなります。

その際、食材にかかった費用の百数十万円分の給食をすべて廃棄することになります。また、別途、廃棄料や調理員の人件費等も無駄になります。

食材費にかかった費用は、保護者が負担されている学校給食費で賄われていますし、食材以外の費用は粕屋町が負担するため、学校給食費や皆さんの税金を無駄に使うこととなります。

そのため、2日前の予報の時点で進路の中心線が粕屋町から少し外れていても、慎重を期し給食を中止とすることがあります。

**・ご理解とご協力をお願いします。**

給食が中止となることで、急なお弁当対応となるなど保護者の皆様方にはご負担をおかけします。台風シーズンでは中止日が同じ月で数回になることがありますが、どうぞご理解とご協力をお願いします。